

平成30年11月30日提出

第4回市議会定例会追加議案（2）

浜 松 市

議 案 件 目

第 179 号議案	平成 30 年度浜松市一般会計補正予算（第 6 号）	1
第 180 号議案	浜松市区の再編に関する住民投票条例の制定について	25

資 料

追加議案（2）の参考資料	31
追加議案（2）の説明資料	33
補正予算の参考資料	37

平成 30 年度浜松市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 30 年度浜松市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 49,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 339,245,433 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

平成 30 年 11 月 30 日 提出

静岡県浜松市長 鈴木 康 友

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
23 繰越金		千円 6,307,069	千円 49,000	千円 6,356,069
	1 繰越金	6,307,069	49,000	6,356,069
歳 入 合 計		339,196,433	49,000	339,245,433

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 35,135,077	千円 49,000	千円 35,184,077
	14 選挙費	244,096	49,000	293,096
歳 出 合 計		339,196,433	49,000	339,245,433

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
住民投票準備事業費	平成30年度から 平成31年度まで	千円 10,319

平成30年度

補正予算に関する説明書

一般会計補正予算（第6号）
（第4回市議会定例会）

平成30年11月

浜 松 市

この説明中、歳入歳出補正予算事項別明細書、2歳入、3歳出については、予算審議の便に供するため、議決科目である款項を予算執行科目の目節と同時に記載し、表罫二本線（——）で議決科目と執行科目の区分を明確化したものである。

目 次

1 一般会計	
(1) 歳入歳出補正予算事項別明細書	12 頁
(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額 又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書	18 頁
(3) 給与費明細書	20 頁

一 般 会 計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市税	145,100,000	-	145,100,000
2 地方譲与税	3,459,000	-	3,459,000
3 利子割交付金	147,000	-	147,000
4 配当割交付金	530,000	-	530,000
5 株式等譲渡所得割交付金	601,000	-	601,000
6 分離課税所得割交付金	130,000	-	130,000
7 道府県民税所得割臨時交付金	1,929,308	-	1,929,308
8 地方消費税交付金	14,786,000	-	14,786,000
9 ゴルフ場利用税交付金	87,000	-	87,000
10 自動車取得税交付金	1,115,000	-	1,115,000
11 軽油引取税交付金	5,544,000	-	5,544,000
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金	330,000	-	330,000
13 地方特例交付金	926,224	-	926,224
14 地方交付税	21,697,775	-	21,697,775
15 交通安全対策特別交付金	467,000	-	467,000
16 分担金及び負担金	1,581,054	-	1,581,054
17 使用料及び手数料	5,335,956	-	5,335,956
18 国庫支出金	54,314,001	-	54,314,001
19 県支出金	16,597,147	-	16,597,147
20 財産収入	1,808,192	-	1,808,192
21 寄附金	1,606,746	-	1,606,746
22 繰入金	10,349,812	-	10,349,812
23 繰越金	6,307,069	49,000	6,356,069
24 諸収入	6,554,549	-	6,554,549
25 市債	37,892,600	-	37,892,600
歳入合計	339,196,433	49,000	339,245,433

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 議会費	947,656	-	947,656				
2 総務費	35,135,077	49,000	35,184,077				49,000
3 民生費	100,513,798	-	100,513,798				
4 衛生費	24,609,208	-	24,609,208				
5 労働費	399,683	-	399,683				
6 農林水産業費	6,432,604	-	6,432,604				
7 商工費	8,029,765	-	8,029,765				
8 土木費	47,457,958	-	47,457,958				
9 消防費	12,913,729	-	12,913,729				
10 教育費	59,753,955	-	59,753,955				
11 災害復旧費	4,200,000	-	4,200,000				
12 公債費	38,703,000	-	38,703,000				
13 予備費	100,000	-	100,000				
歳出合計	339,196,433	49,000	339,245,433				49,000

2 歳 入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
23 繰越金	6,307,069	49,000	6,356,069
1 繰越金	6,307,069	49,000	6,356,069
1 繰越金	6,307,069	49,000	6,356,069
計	339,196,433	49,000	339,245,433

節		説明
区分	金額	
	千円	
前年度繰越金	49,000	

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
2 総務費	35,135,077	49,000	35,184,077				49,000
14 選挙費	244,096	49,000	293,096				49,000
1 選挙費	244,096	49,000	293,096				49,000
計	339,196,433	49,000	339,245,433				49,000

(歳出) 2 総務費

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		
3 職員手当等	13,883	1 住民投票事業	49,000千円
7 賃金	723	(1) 人件費	13,883千円
11 需用費	5,926	ア 職員分	13,883千円
12 役務費	1,292	(2) 投票及び開票事業	35,117千円
13 委託料	5,112		
14 使用料及び賃借料	938		
18 備品購入費	21,126		

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額	
		期 間	金 額
住民投票準備事業費	千円 10,319		千円

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円
平成30年度から 平成31年度まで	10,319				10,319

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	人 (582) 8,779	千円 8,779	千円 37,809,928	千円 27,357,966	千円 65,167,894	千円 12,774,218	千円 77,942,112	
補正前	(582) 8,779		37,809,928	27,344,083	65,154,011	12,774,218	77,928,229	
比 較	(0) 0		0	13,883	13,883	0	13,883	
職 員	区 分	初任給 調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	単 身 赴 任 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補正後	千円 4,426	千円 897,534	千円 1,236,369	千円 711,994	千円 464,284	千円 13,120	千円 490,118
	補正前	4,426	897,534	1,236,369	711,994	464,284	13,120	490,118
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
手 当	区 分	へき地手当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
	補正後	千円 23,803	千円 1,401,247	千円 572,095	千円 4,307	千円	千円 9,059,838	千円 6,419,659
	補正前	23,803	1,387,364	572,095	4,307		9,059,838	6,419,659
	比 較	0	13,883	0	0		0	0
内 訳	区 分	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	災 害 派 遣 手 当	退 職 手 当				
	補正後	千円 256,651	千円	千円 5,802,521				
	補正前	256,651		5,802,521				
	比 較	0		0				

注 () 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円 0	1 給与改定に伴う増減分	千円 0	
		2 昇給に伴う増加分		
		3 その他の増減分		
職員手当	13,883	1 制度改正に伴う増減分	千円 13,883	
		2 その他の増減分		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		一般行政職	技能労務職	消防職	医師職	医療技術職	看護保健職	教育職(高校)	教育職(小中学校)	教育職(幼稚園)
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
30年10月1日現在	平均給料月額	322,587	353,743	300,334	524,908	311,530	315,759	416,156	373,980	283,224
	平均給与月額	380,462	395,671	402,960	934,996	349,771	354,978	483,378	420,344	333,510
	平均年齢	42.03	49.08	38.01	52.08	40.03	41.05	47.02	44.01	37.01
30年1月1日現在	平均給料月額	327,330	354,129	304,258	529,691	313,886	320,433	419,390	382,902	287,600
	平均給与月額	380,985	408,315	433,029	916,468	353,032	360,430	483,570	430,703	335,610
	平均年齢	42.06	49.06	38.02	53.02	40.02	41.08	47.03	44.07	37.02

イ 初任給

区分		一般行政職	技能労務職	消防職	医師職	医療技術職	看護保健職	教育職 (高校)	教育職 (小中学校)	教育職 (幼稚園)
市の制度	高校卒	155,784	経験年数に応じて 148,657 円 から 215,043 円 まで	155,784			155,784			
	大学卒	190,607		190,607	247,900	197,530	190,607	212,905	212,905	190,607
国の制度	高校卒	148,600	経験年数に応じて 130,400 円 から 217,300 円 まで				163,000			
	大学卒	185,200 180,700			247,900	186,900	210,900			

ウ 級別職員数

区分	級	一般行政職		技能労務職		消防職		医師職		医療技術職		看護保健職		教育職 (高校)		教育職 (小中学校)		教育職 (幼稚園)	
		職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
30年 10月 1日 現在	1	161	5.0			85	9.6			5	3.7	8	3.5					25	8.5
	2	(6) 476	(1.8) 14.8			(8) 123	(33.3) 13.9			19	14.2	35	15.4	(1) 93	(100.0) 83.8	(64) 3,138	(100.0) 91.1	77	26.4
	3	(336) 1,308	(98.2) 40.7	4	1.8	(16) 466	(66.7) 52.6	2	33.3	(10) 72	(100.0) 53.7	(7) 107	(100.0) 46.9	11	9.9	159	4.6	136	46.6
	4	654	20.4	(57) 15	(100.0) 6.8	78	8.8	4	66.7	18	13.4	46	20.2	7	6.3	147	4.3	47	16.1
	5	251	7.8	201	91.4	74	8.3			10	7.5	18	7.9					7	2.4
	6	190	5.9			38	4.3			5	3.7	8	3.5						
	7	83	2.6			10	1.1			4	3.0	5	2.2						
	8	56	1.7			11	1.2			1	0.8	1	0.4						
	9	36	1.1			2	0.2												
	計	(342) 3,215	(100.0) 100.0	(57) 220	(100.0) 100.0	(24) 887	(100.0) 100.0	6	100.0	(10) 134	(100.0) 100.0	(7) 228	(100.0) 100.0	(1) 111	(100.0) 100.0	(64) 3,444	(100.0) 100.0	292	100.0
30年 1月 1日 現在	1	165	5.1			93	10.5			3	2.3	7	3.2	1	0.7			22	7.8
	2	(62) 454	(18.1) 14.1			(17) 122	(56.7) 13.8			25	18.9	29	13.2	109	80.7	(38) 3,121	(100.0) 91.3	(1) 79	(100.0) 27.9
	3	(281) 1,331	(81.9) 41.3	5	2.1	(13) 453	(43.3) 51.3	2	33.3	(9) 67	(100.0) 50.8	(3) 109	(100.0) 49.5	16	11.9	154	4.5	128	45.2
	4	663	20.5	(46) 24	(100.0) 10.2	85	9.6	4	66.7	21	15.9	44	20.0	9	6.7	145	4.2	48	17.0
	5	263	8.1	206	87.7	73	8.3			7	5.3	20	9.1					6	2.1
	6	176	5.5			33	3.7			4	3.0	7	3.2						
	7	91	2.8			13	1.5			4	3.0	3	1.4						
	8	47	1.5			10	1.1			1	0.8	1	0.4						
	9	35	1.1			2	0.2												
	計	(343) 3,225	(100.0) 100.0	(46) 235	(100.0) 100.0	(30) 884	(100.0) 100.0	6	100.0	(9) 132	(100.0) 100.0	(3) 220	(100.0) 100.0			(38) 3,420	(100.0) 100.0	(1) 283	(100.0) 100.0

注 () 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

(級別の標準的な職務内容)

区分	1・2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
職名	事務職員 技術職員	主任	区課長補佐 副主幹 副技監	本庁課長補佐 主幹 技監	区課長 専門監	本庁課長 担当課長 副参事	次副区 長参事	部 担当部長 会計管理者 区 参事 長与

エ 昇給

区 分	合 計	代 表 的 な 職 種										
		一 般 行政職	技 能 労務職	消防職	医師職	医 療 技術職	看 護 保健職	教育職 (高 校)	教育職 (小中学校)	教育職 (幼稚園)		
補 正 後	職 員 数 (A)	8,779人	3,464人	235人	884人	6人	132人	220人	135人	3,420人	233人	
	昇給に係る 職員数 (B)	8,779人	3,464人	235人	884人	6人	132人	220人	135人	3,420人	233人	
	号給数別 内 訳	2号給										
		4号給	6,704人	2,504人	181人	680人	5人	102人	169人	108人	2,736人	219人
		6号給	1,804人	733人	48人	182人	1人	27人	45人	27人	684人	57人
		7号給	222人	178人	6人	22人		3人	6人			7人
		8号給	49人	49人								
比 率 (B)/(A)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
補 正 前	職 員 数 (A)	8,779人	3,464人	235人	884人	6人	132人	220人	135人	3,420人	233人	
	昇給に係る 職員数 (B)	8,779人	3,464人	235人	884人	6人	132人	220人	135人	3,420人	233人	
	号給数別 内 訳	2号給										
		4号給	6,704人	2,504人	181人	680人	5人	102人	169人	108人	2,736人	219人
		6号給	1,804人	733人	48人	182人	1人	27人	45人	27人	684人	57人
		7号給	222人	178人	6人	22人		3人	6人			7人
		8号給	49人	49人								
比 率 (B)/(A)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		

オ 期末・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月	1 2 月			
補 正 後	(1.065)	(1.285)	(2.35)	有	
	2.100	2.350	4.45		
補 正 前	(1.065)	(1.215)	(2.28)	有	
	2.100	2.250	4.35		
国の制度	(1.075)	(1.275)	(2.35)	有	
	2.125	2.325	4.45		

注 ()内は再任用短時間勤務職員の支給率である。

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の 加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (3%~45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	浜 松 市		東 京 都
	国庫業務に従事する 職員のうち 市長が定める者	その他の者	
支給率	16%	3%	18%
支給対象職員数	人	8,770人	9人
国の指定基準に 基づく支給率	16%	3%	20%

ク 特殊勤務手当

区 分	全職種	代 表 的 な 職 種								
		一 般 行政職	技 能 労務職	消 防 職	医 師 職	医 療 技術職	看 護 保健職	教 育 職 (高 校)	教 育 職 (小 中 学 校)	教 育 職 (幼 稚 園)
給料総額に対する比率	1.3%	0.2%	2.5%	2.9%	37.5%	0.2%	0.6%	2.7%	1.9%	%
支給対象職員の比率 (30年10月1日現在)	35.4	13.0	43.2	82.9	100.0	27.6	18.9	49.5	47.5	
代表的な特殊勤務 手当の名称	調査収納手当・社会福祉業務手当・環境衛生手当									

ケ その他の手当

区 分	内 容	国の制度 との異同	国 の 制 度 の 内 容
扶養手当	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者 10,000円 ・ 子 8,000円、父母等 6,500円 子、父母等を扶養する職員に配偶者がいない場合 あっては、そのうち1人については子10,000円、父 母等9,000円。 特定期間(15~22歳)にある子がいる場合は、1 人につき5,000円を加算。	異	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者 6,500円 ・ 子 10,000円、父母等 6,500円 特定期間(15~22歳)にある子がいる場合は、1 人につき5,000円を加算。
住居手当	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額12,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、25,700円限度。	異	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額12,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、27,000円限度。
通勤手当	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員 使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。 環境への負荷の低減を図るため、1,000円 の加算又は減額の措置あり。	異	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員 使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。

第 180 号 議 案

平成30年11月30日提 出

浜松市区の再編に関する住民投票条例の制定について

浜松市区の再編に関する住民投票条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市区の再編に関する住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第1項の規定により設置されている区の再編について、住民の意思を明らかにし、もって市政の民主的かつ健全な運営に寄与することを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、住民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

- (1) 平成33年1月1日までの間において市長が示す時期に行う区の再編に対する賛否（以下「設問1」という。）
- (2) 設問1で賛成する場合において、市長が示す区の再編の案に対する賛否（以下「設問2」という。）

2 市長は、前項第1号に規定する市長が示す時期及び同項第2号に規定する市長が示す区の再編の案を定めたときは、速やかにこれを告示しなければならない。

3 住民投票は、住民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(住民投票事務の執行)

第3条 住民投票に関する事務は、市長が執行するものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、市長が定める。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の14日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者等)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、本市の長の選挙権を有する者とする。

2 住民投票には、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）を用いる。

(投票区及び開票区)

第6条 住民投票の投票区及び開票区は、本市の長の選挙の投票区及び開票区による。

(投票)

第7条 選挙人名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 選挙人名簿に登録された者であっても選挙人名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

3 投票日の当日（第9条第3項の規定による投票にあっては、投票の当日）、投票資格者

でない者は、投票をすることができない。

(投票の方法)

第8条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

- 2 住民投票をしようとする投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。
- 3 投票人は、選挙人名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。
- 4 投票人は、投票所において、投票用紙の設問1の選択肢から一つを選択するとともに、当該選択肢において賛成を選択した場合にあっては、更に設問2の選択肢から一つを選択し、それぞれ投票用紙の所定の欄に○の記号を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

(点字投票等)

第9条 前条第4項及び第11条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字投票をすることができる。

- 2 前条第4項及び第11条の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。
- 3 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票をすることができる。
- 4 前条第2項から第4項まで（自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人にあるは、同条第2項から第4項まで及び第11条）の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票をすることができる。

(投票用紙の様式)

第10条 第8条第4項に規定する投票用紙の様式は、別記様式のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の規定による点字投票の投票用紙の様式は、規則で定める。

(無効投票)

第11条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 投票用紙の設問1の選択肢の両方又は設問2の選択肢の両方に対して○の記号を記載したもの
- (3) 投票用紙の設問1の選択肢のうち反対に対して○の記号を記載した場合において、設問2の選択肢に対して○の記号を記載したもの
- (4) 投票用紙の設問1の選択肢のいずれにも○の記号を記載しないもの
- (5) 投票用紙の設問1の選択肢のうち賛成に対して○の記号を記載した場合において、設問2の選択肢のいずれにも○の記号を記載しないもの

(6) ○の記号以外の事項を記載したもの

(7) ○の記号を自書しないもの

(8) 投票用紙の選択肢のいずれに対して○の記号を記載したかを確認し難いもの
(投票及び開票)

第12条 この条例及びこの条例に基づく規則に定めるもののほか、住民投票の投票及び開票については、公職選挙法の規定により行われる本市の長の選挙の投票及び開票の例による。

(情報の提供)

第13条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、第2条第1項第1号に規定する市長が示す時期及び同項第2号に規定する市長が示す区の再編の案に関して、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供するよう努めなければならない。

(投票運動)

第14条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

(住民投票の成立要件)

第15条 住民投票は、投票した者の総数が投票資格者の総数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。

(投票結果の告示等)

第16条 市長は、前条の規定により住民投票が成立しなかったとき又は住民投票が成立し、その結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長にその内容を通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第17条 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式（第10条関係）

		<p>年 月 日 執行</p> <p>浜松市区の再編に関する住民投票</p> <p style="text-align: right;">印</p>	
		<p>○をつける欄</p>	
		<p>○をつける欄</p>	
		<p>【設問1】区の再編について</p> <p>○をつける欄</p> <p>○のほかは、何も書かないでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あなたが良いと思う選肢の上の○をつける欄に○をつけてください。 	
賛成	反対	賛成	反対
		<p>【設問2】市長が示す区の再編案について</p> <p>（設問1で「賛成」の場合のみ記入）</p> <p>○をつける欄</p>	
		<p>○をつける欄</p>	
賛成	反対	賛成	反対

追加議案（２）の参考資料

第 179 号議案 平成 30 年度浜松市一般会計補正予算（第 6 号）

第 180 号議案 浜松市区の再編に関する住民投票条例の制定について

この条例は、区の再編について住民の意思を明らかにし、もって市政の民主的かつ健全な運営に寄与することを目的として住民投票を実施するため、必要な事項を定めるものであります。

平成 3 0 年

第 4 回 市議会定例会

追加議案（2）の説明資料

目 次

第 180 号議案 浜松市区の再編に関する住民投票条例の制定について …………… 36

浜松市区の再編に関する住民投票条例の制定について

(提案理由)

区の再編について住民の意思を明らかにし、もって市政の民主的かつ健全な運営に寄与することを目的として住民投票を実施するため、条例を制定するものです。

(制定内容の主なもの)

1 住民投票の実施等 (第 2 条、第 8 条)

住民投票は、次に掲げる事項について実施するものです (1 人 1 票、秘密投票)。

- ① 平成 33 年 1 月 1 日までの間において市長が示す時期における区の再編に対する賛否
- ② ①に賛成する場合において、市長が示す区の再編の案に対する賛否

2 住民投票の期日 (第 4 条)

住民投票の期日は市長が定め、投票日の 14 日前までに告示するものです。

3 投票資格者等 (第 5 条)

住民投票における投票の資格を有する者 (投票資格者) は、本市の長の選挙権を有する者とし、公職選挙法に規定する選挙人名簿を使用するものです。

4 成立要件 (第 15 条)

住民投票は、投票した者の総数が投票資格者の総数の 2 分の 1 に満たないときは、成立しないものとし、開票作業その他の作業は行わないとするものです。

5 投票結果の尊重 (第 17 条)

市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならないとするものです。

6 その他

この条例及びこの条例に基づく規則に定めるもののほか、住民投票の投票及び開票については、公職選挙法の規定により行われる本市の長の選挙の投票及び開票の例によるものとするものです。(第 12 条)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

平成30年度

補正予算の参考資料

一般会計補正予算（第6号）
（第4回市議会定例会）

平成30年11月

浜 松 市

目 次

1	平成30年度11月補正予算編成の基本方針(第6号)……………	39頁
2	平成30年度会計別予算額調……………	41頁
3	平成30年度一般会計予算款別構成比調……………	42頁
4	平成30年度一般会計予算性質別分析調……………	44頁
5	平成30年度11月補正予算案の概要(第6号)……………	45頁

1 平成30年度 11月補正予算編成の基本方針（第6号）

今回の補正予算は、行政区の再編について住民意思を確認するため、住民投票に要する経費を追加するものです。

2 平成30年度 会計別予算額調

会 計 別	補正前の額	補正額	計	備 考
一 般 会 計	千円 339,196,433	千円 49,000	千円 339,245,433	
特 別 会 計	214,658,071	-	214,658,071	
国民健康保険事業	77,037,000	-	77,037,000	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	217,000	-	217,000	
介護保険事業	64,450,000	-	64,450,000	
後期高齢者医療事業	9,408,672	-	9,408,672	
と畜場・市場事業	413,341	-	413,341	
農業集落排水事業	258,700	-	258,700	
中央卸売市場事業	834,561	-	834,561	
公共用地取得事業	202,000	-	202,000	
育英事業	93,000	-	93,000	
学童等災害共済事業	6,000	-	6,000	
小型自動車競走事業	12,508,000	-	12,508,000	
駐車場事業	545,058	-	545,058	
公債管理	48,678,000	-	48,678,000	
熊財産区	6,739	-	6,739	
計（一般会計+特別会計）	553,854,504	49,000	553,903,504	
企 業 会 計	68,437,258	-	68,437,258	
病院事業	10,026,607	-	10,026,607	
水道事業	20,616,745	-	20,616,745	
下水道事業	37,793,906	-	37,793,906	
総 計	622,291,762	49,000	622,340,762	

3 平成30年度 一般会計予算款別構成比調

歳 入

款 別	補正前の額		補正額	計		備 考
	千円	%		千円	千円	
1 市 税	145,100,000	42.78	-	145,100,000	42.77	
2 地方譲与税	3,459,000	1.02	-	3,459,000	1.02	
3 利子割交付金	147,000	0.04	-	147,000	0.04	
4 配当割交付金	530,000	0.16	-	530,000	0.16	
5 株式等譲渡所得割交付金	601,000	0.18	-	601,000	0.18	
6 分離課税所得割交付金	130,000	0.04	-	130,000	0.04	
7 道府県民税所得割臨時交付金	1,929,308	0.57	-	1,929,308	0.57	
8 地方消費税交付金	14,786,000	4.36	-	14,786,000	4.36	
9 ゴルフ場利用税交付金	87,000	0.03	-	87,000	0.03	
10 自動車取得税交付金	1,115,000	0.33	-	1,115,000	0.33	
11 軽油引取税交付金	5,544,000	1.63	-	5,544,000	1.63	
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金	330,000	0.10	-	330,000	0.10	
13 地方特例交付金	926,224	0.27	-	926,224	0.27	
14 地方交付税	21,697,775	6.40	-	21,697,775	6.40	
15 交通安全対策特別交付金	467,000	0.14	-	467,000	0.14	
16 分担金及び負担金	1,581,054	0.47	-	1,581,054	0.47	
17 使用料及び手数料	5,335,956	1.57	-	5,335,956	1.57	
18 国庫支出金	54,314,001	16.01	-	54,314,001	16.01	
19 県支出金	16,597,147	4.89	-	16,597,147	4.89	
20 財産収入	1,808,192	0.53	-	1,808,192	0.53	
21 寄 附 金	1,606,746	0.47	-	1,606,746	0.47	
22 繰 入 金	10,349,812	3.05	-	10,349,812	3.05	
23 繰 越 金	6,307,069	1.86	49,000	6,356,069	1.87	
24 諸 収 入	6,554,549	1.93	-	6,554,549	1.93	
25 市 債	37,892,600	11.17	-	37,892,600	11.17	
歳 入 合 計	339,196,433	100.00	49,000	339,245,433	100.00	

歳 出

款 別	補正前の額		補正額	計		備 考
	千円	%		千円	千円	
1 議 会 費	947,656	0.28	-	947,656	0.28	
2 総 務 費	35,135,077	10.36	49,000	35,184,077	10.37	
3 民 生 費	100,513,798	29.63	-	100,513,798	29.63	
4 衛 生 費	24,609,208	7.25	-	24,609,208	7.25	
5 労 働 費	399,683	0.12	-	399,683	0.12	
6 農林水産業費	6,432,604	1.89	-	6,432,604	1.89	
7 商 工 費	8,029,765	2.37	-	8,029,765	2.37	
8 土 木 費	47,457,958	14.00	-	47,457,958	13.99	
9 消 防 費	12,913,729	3.81	-	12,913,729	3.81	
10 教 育 費	59,753,955	17.61	-	59,753,955	17.61	
11 災害復旧費	4,200,000	1.24	-	4,200,000	1.24	
12 公 債 費	38,703,000	11.41	-	38,703,000	11.41	
13 予 備 費	100,000	0.03	-	100,000	0.03	
歳 出 合 計	339,196,433	100.00	49,000	339,245,433	100.00	

4 平成30年度 一般会計予算性質別分析調

性質別	補正前の額		補正額	計		備考
	千円	%		千円	千円	
1 人件費	81,386,259	23.99	13,883	81,400,142	23.99	
2 扶助費	70,169,372	20.69	-	70,169,372	20.68	
3 公債費	38,627,009	11.39	-	38,627,009	11.39	
4 物件費	42,896,351	12.65	35,117	42,931,468	12.65	
5 維持補修費	9,755,021	2.87	-	9,755,021	2.88	
6 補助費等	12,035,326	3.55	-	12,035,326	3.55	
7 積立金	1,890,914	0.56	-	1,890,914	0.56	
8 出資金・貸付金	63,440	0.02	-	63,440	0.02	
9 繰出金	22,440,056	6.61	-	22,440,056	6.61	
10 投資的経費	50,458,460	14.88	-	50,458,460	14.88	
(1) 補助事業	19,223,772	5.67	-	19,223,772	5.67	
(2) 単独事業	25,165,688	7.42	-	25,165,688	7.42	
(3) 国直轄事業	1,869,000	0.55	-	1,869,000	0.55	
(4) 災害復旧費	4,200,000	1.24	-	4,200,000	1.24	
11 公営企業会計支出金	9,474,225	2.79	-	9,474,225	2.79	
(1) 出資金・貸付金	1,017,960	0.30	-	1,017,960	0.30	
(2) 負担金・補助金	8,456,265	2.49	-	8,456,265	2.49	
計	339,196,433	100.00	49,000	339,245,433	100.00	

5 平成30年度 11月補正予算案の概要(第6号)

歳入

(単位:千円)

款	補正額	項目	
23 繰越金	49,000	前年度繰越金	49,000
計	49,000		

歳出

(単位:千円)

事業		補正前	補正額	補正後
総務費	1 住民投票事業	0	49,000	49,000
	一般財源	0	49,000	49,000
	◆ (1) 人件費	0	13,883	13,883
	・ 事業内容	住民投票にかかる職員人件費に要する経費		
	◆ (2) 投票及び開票事業	0	35,117	35,117
	・ 事業内容	住民投票及び開票事業に要する経費		
	・ 補正理由	行政区の再編について住民意思を確認するための住民投票に要する経費の追加		

債務負担行為一覧

一般会計【設定】

款	Nb.	事 項	事業内容
総務費	1	住民投票準備事業費	行政区の再編について住民意思を確認するための住民投票に係る準備事業費

(単位:千円)

※参考 30.11月計上	限度額	期間	債務負担行為設定の理由
5,324	10,319	平成30年度から 平成31年度まで	事業期間が複数年度にわたることから、債務負担行為を設定するもの